

市民の快適な生活環境を維持するため、不法投棄されたごみや市民協力が得難い歩道などの散乱ごみ、ボランティアなどの市民協力ごみや、道路上で死んでいる犬・猫などの死体の収集を行い、適正に処理している。

また、商店・事務所など事業所から一時的に多量排出される臨時ごみを、有料で収集している。

2) 事業所

環境事業センター11カ所(出張所1カ所含む)

2. 見直しの考え方

環境整備業務については、緊急的な不法投棄処理を除いて、平成27年度に民間委託を実施したい。
(技能職員 65名削減予定)

3 収集輸送業務の効率化(2人乗務作業の拡大)

1. 現状

普通ごみ等の収集作業は、小型パッカー車など、ごみ収集車1台につき3人乗務を基本としてきたが、平成18年度から、収集業務の効率化を推進するため、建物の敷地内に収集車を乗り入れて収集作業ができる大規模住宅を対象として、2人乗務作業を実施しており、普通ごみ収集車両190台のうち23台、割合にして約12%が2人乗務作業となっている。

2. 見直しの考え方

1) 基本的な考え方

新たに建設される大規模住宅も含め、ごみが集積場所に出されるマンション、アパートなど、いわゆる共同住宅を対象として拡大したい。

対象地域については、各家庭の前にごみが出される各戸軒下収集が連続する場所を除いて、当面、焼却工場に近い地域を中心に実施したい。

○導入目標: 平成27年度までに普通ごみ収集車両の25%

(技能職員 28名削減予定)

2) 平成23年度の取組み

平成23年度中に走行経路など実態を把握し、具体的な実施計画案を策定する。

4 斎場運営事業

1. 現状

1) 業務内容

市立斎場では市町村長の火葬許可証を受けた遺体を火葬するため、その受入れ、火葬、収骨を行い、併設の式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。

平成21年度の全火葬件数は28,712件で、業務は1月1日を除く364日開業している。

2) 斎場数

瓜破斎場、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場の5カ所

2. 見直しの考え方

1) 基本的な考え方

斎場業務の効率的な運営を図るため、平成23年10月から小林斎場、佃斎場の業務のうち技能職員にかかる業務を民間委託したい。

民間委託にあわせて、市民の代表も加えて、外部委員による「(仮称)斎場運営刷新委員会」を設置し、委員会からの検証結果及び民間委託の範囲拡大や指定管理者制度の導入などの将来の斎場のあり方について提言を受け、その内容を平成25年度から事業運営に反映させたい。

2) 平成23年度の取組み

平成23年10月から小林斎場、佃斎場の業務のうち技能職員にかかる業務を民間委託したい。(技能職員5名 削減予定)